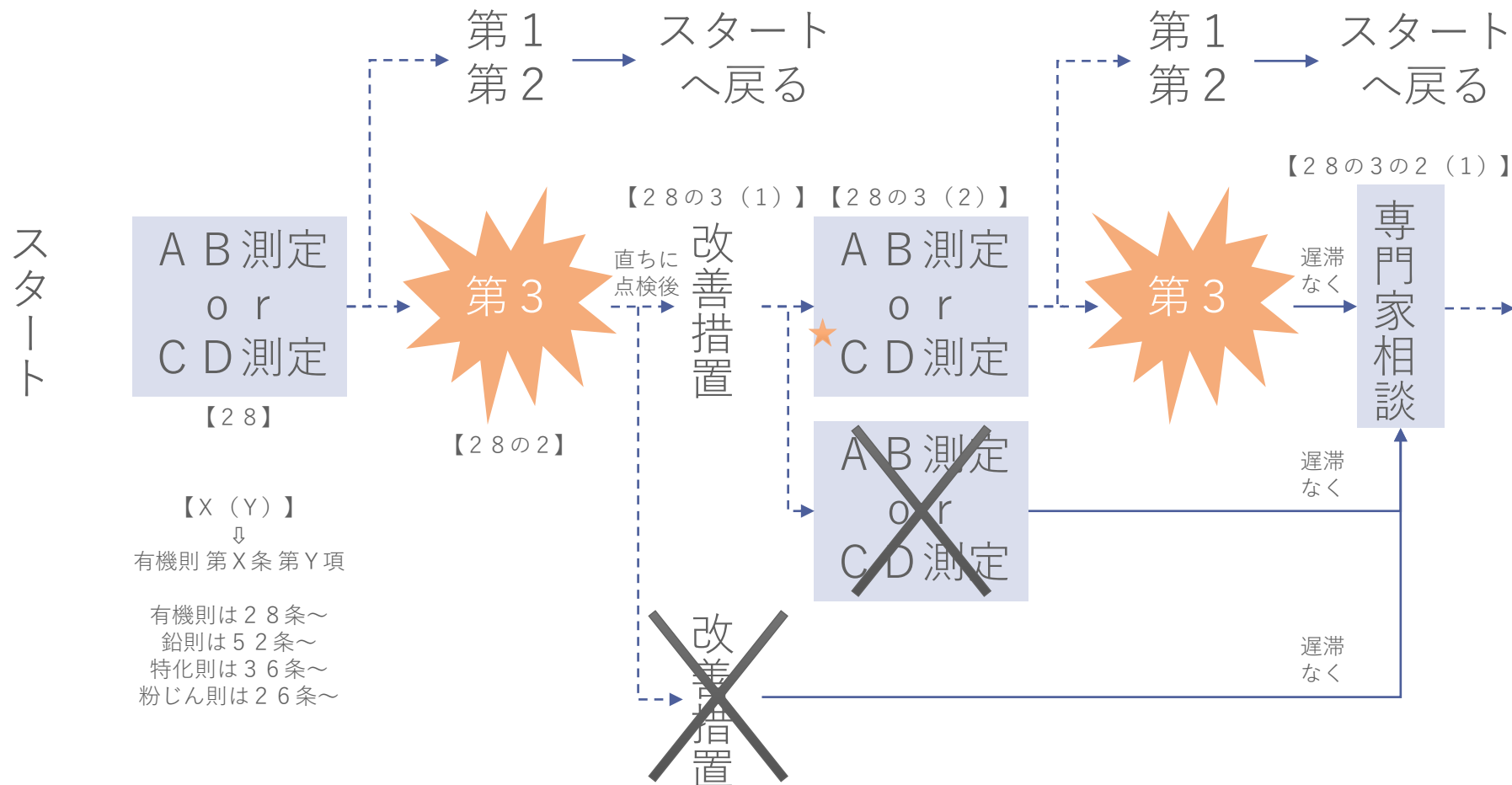
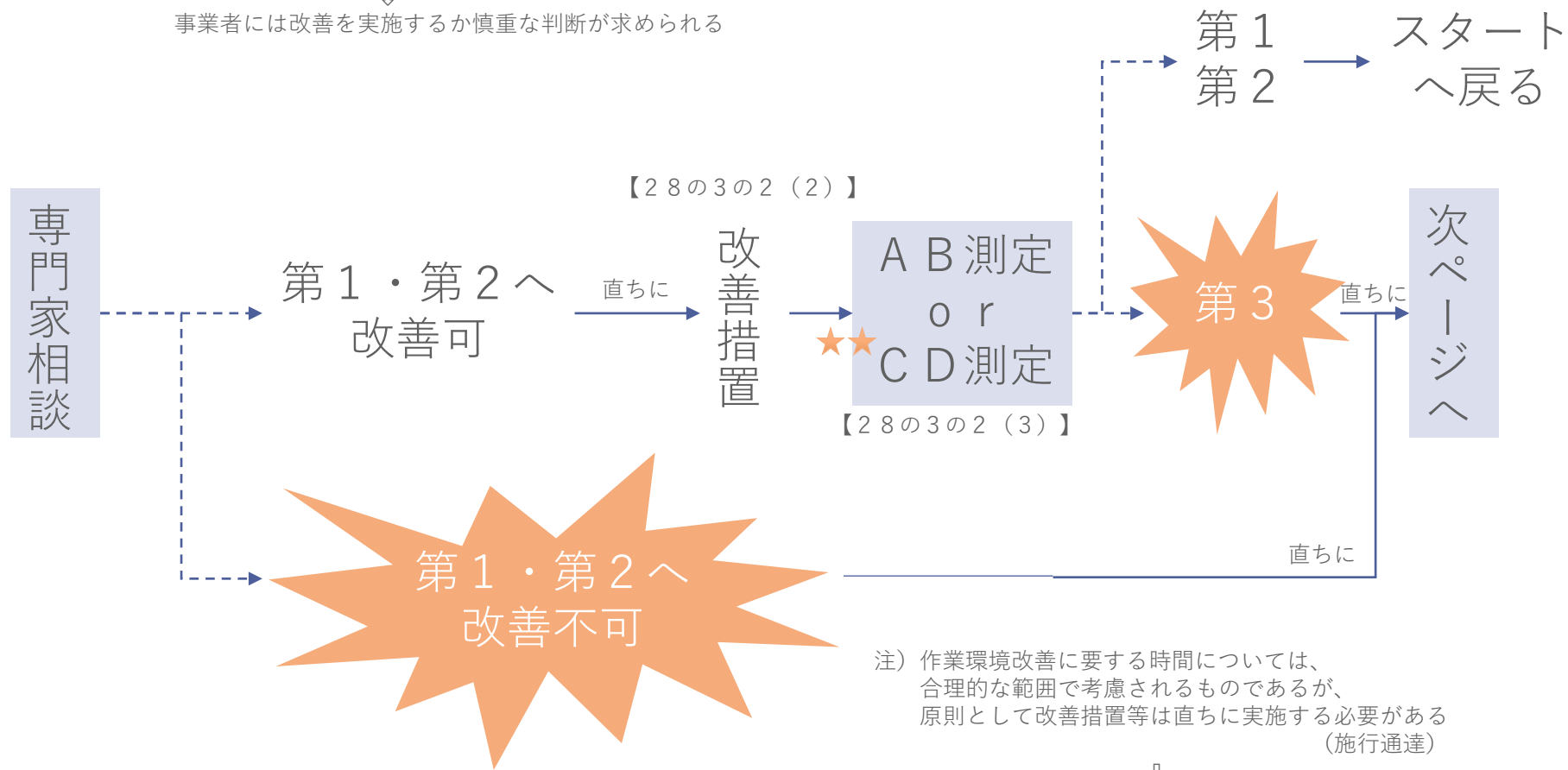


第3 管理区分に区分された場合のフローチャート①



第3管理区分に区分された場合のフローチャート②

注) 作業環境管理専門家が改善可と判断しても、
改善の保証までは要求されない（施行通達）
↓
事業者には改善を実施するか慎重な判断が求められる



注) 作業環境改善に要する時間については、
合理的な範囲で考慮されるものであるが、
原則として改善措置等は直ちに実施する必要がある
（施行通達）

↓
直ちに改善できない場合、次頁の措置へ移行する

第3 管理区分に区分された場合のフローチャート③

